

## NOSAIの最高補償方式は？

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）で共済金相当額が見なし控除されるのは、最高補償割合（9割補償）である「全相殺方式」となりますが、同じ9割補償で品質低下まで補償される「災害収入共済方式」をお勧めいたします。

品目横断的経営安定対策とNOSAIの最高補償方式を併せて、経営の安定が図られます。

方式名	基準単収（生産金額）は	補償内容は	特色
災害収入共済方式	過去5年間のJA等の規格別出荷数量を基に、基準収穫量・基準生産金額を設定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家ごとに収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、過去の出荷実績から得られる基準生産金額の90%に満たない場合に支払対象となります。</li> <li>・支払共済金は基準生産金額の90%からその年の生産金額を差し引いた額を限度に支払われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質低下（穂発芽・赤かび）も含めた最も補償の厚い方式です。</li> <li>・損害評価はJA等の規格別出荷数量の伝票調査で確認します。</li> </ul>

## 農家負担掛金は？

（災害収入共済方式の掛金：目安）

$$\begin{array}{l}
 \text{10a当たり生産金額} \\
 13,360 \text{ 円} \times \text{作付面積} \\
 10 \text{ ha} = \text{基準生産金額} \\
 1,336,000 \text{ 円} \\
 \\
 \text{基本生産金額} \\
 1,336,000 \text{ 円} \times 0.9 = \text{補償金額} \\
 1,202,400 \text{ 円} \\
 \\
 \text{補償金額} \\
 1,202,400 \text{ 円} \times \text{掛金率} \\
 10.741\% \times \text{農家負担割合} \\
 46.4\% = \text{農家負担金額} \\
 59,925 \text{ 円} \\
 \text{（この他に賦課金があります。）}
 \end{array}$$

※上記の農家負担掛金は計算例ですので、詳しくは最寄りのNOSAIへお問い合わせください。

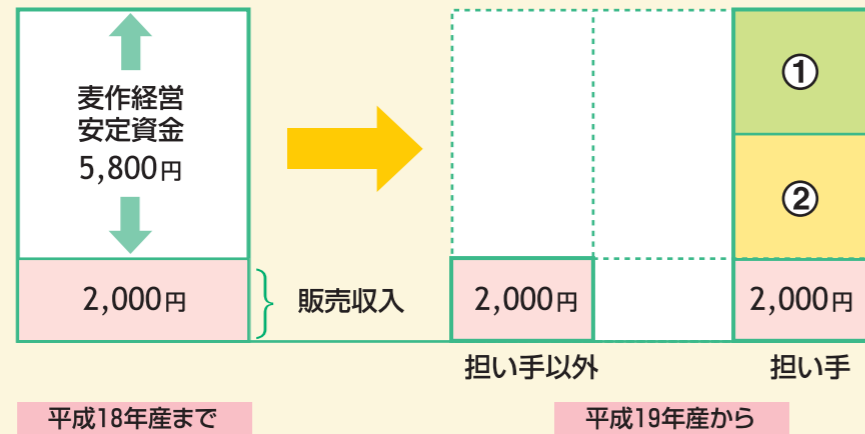
# 品目横断的経営安定対策と NOSAI制度(麦共済)について

# 品目横断的経営安定対策について

## これまでとどう変わるの？

### 1 生産条件不利補正対策（ゲタ対策） 対象品目は麦・大豆

（小麦の場合・イメージ）



### 1 過去の生産実績に基づく支払（緑ゲタ）▶ 最近3年間（16年～18年）の麦・大豆の生産実績に応じた支払

$$\text{面積当たり単価} \times \text{16～18年の生産実績（面積）} = \text{その農家への支払額}$$

（市町村ごとに異なる）

（それぞれの農家ごと）

麦2haの栽培で生産実績を算出する計算例

年	出荷実績 ①	市町村統計 単収 ② ※	面積換算 ①/②/10	
盛岡市の場合	18,017 円 ×	16年 4,540kg 17年 5,500kg 18年 2,500kg 平均	227kg 180kg 100kg 2.5ha	= 450,425 円
紫波町の場合	15,872 円 ×		2ha 3ha 2.5ha 2.5ha	= 396,800 円

※市町村統計単収は仮定の数字です。

### 2 毎年の生産量・品質に基づく支払（黄ゲタ）▶ その年の麦・大豆の生産量に応じた支払

$$\text{面積当たり単価} \times \text{その年の生産量} = \text{その農家への支払額}$$

（全国一律）

（それぞれの農家ごと）

ランク	A	B	C	D
単価	1等 2,110	1,610	1,460	1,402
	2等 950	450	300	242

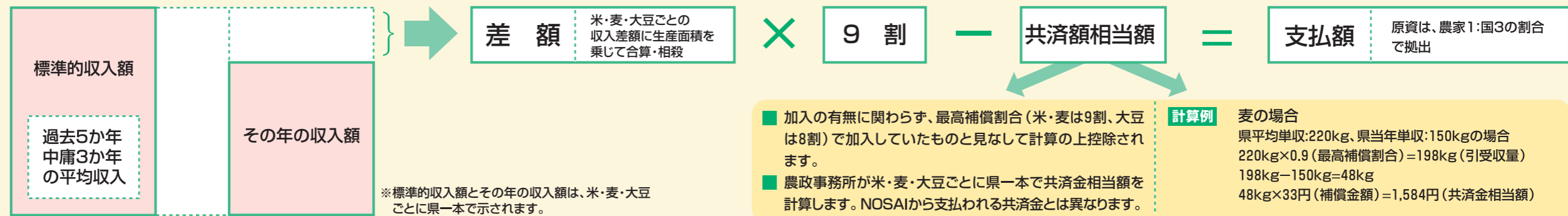
（60kg/円）

例1 A農家: 麦1等Aランク3,500kgを生産  
2,110円/60kg × 3,500kg = 123,083円

例2 B農家: 麦1等Bランク2,000kgと2等Aランク1,000kgを生産  
1,610円/60kg × 2,000kg = 53,666円  
950円/60kg × 1,000kg = 15,833円  
合計 69,499円

### 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） 対象品目は水稻・麦・大豆

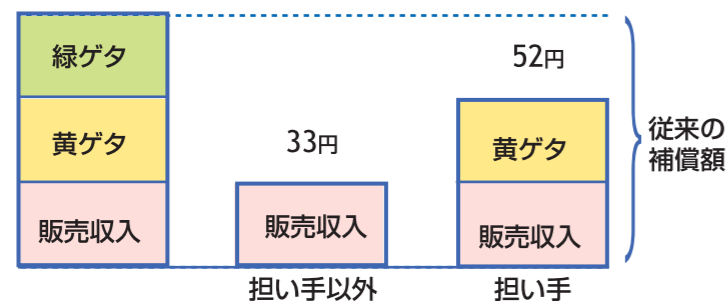
その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。（生産者からの一定の拠出が必要です。）



## NOSAIはどう変わるの？

### 1 1kg当たり補償額が変わります。

「担い手」と「担い手以外」では、1kg当たり補償額が異なります。「担い手」は黄ゲタ+販売収入、「担い手以外」は販売収入のみを基準に設定されます。



### 2 「担い手」の有無を申告する。

麦の共済細目書異動申告票に併せて「担い手申請の有無」や「受委託の有無・面積・受委託先」を記載した書類を提出していただきます。

また、「担い手」の場合は、「品目横断的経営安定対策加入者登録通知書」の写しを提出していただきます。

### 3 集落営農組織を設立した場合は。

加入方法は	組織名で加入していただくことが前提ですが、組織の合意内容によっては構成員個々の契約とし、代表者が一括し掛金納入や共済金受領が行えます。
掛金率は	組員別の掛金率を設定している場合は、構成員個々の被害率を基に組織の平均を算出のうえ、該当する掛金率が適用されます。集落別の掛金率を設定している場合は、組織の代表者の属する集落の掛金率が適用されます。
無事戻しは	組織名で加入した場合には、特例として、構成員個々が受けるべき無事戻金相当額を組織に対して交付いたします。